

デジタル・プラットフォーム のルール整備 と競争政策

ネット社会法務研究会発足記念講演会（2019年3月30日）

神戸大学大学院法学研究科 泉水文雄

お話したいこと

- ▶ 政府において、デジタル・プラットフォームをめぐるルール整備が急速に進んでいる。
- ▶ デジタル・プラットフォームは間接ネットワーク効果、無料市場等を特徴とし、寡占、独占に進みやすい。
- ▶ 競争政策として、単独行為に係る規制、データの競争上の評価、スタートアップ企業の買収に対する企業結合規制、公平性・透明性促進のための規制策定、経済実態調査、個人データ提供に対する優越的地位の濫用や景表法の規制の適用、エンフォースメントのあり方が課題となる。
- ▶ データ・ポータビリティのあり方は、消費者の権利としてだけでなく、競争政策や競争の基盤・前提として整備が迫られている。
- ▶ さらに、監視委員会による監視、業法の強化・緩和の両面での見直しが必要とされている。

- ▶ 2018年6月に「未来投資戦略2018」を閣議決定。
- ▶ 2018年7月に、経済産業省、公取委、総務省（3省庁）が「デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会」を設置。
- ▶ 検討会は、11月にパブリックコメントと事業者ヒアリングを経て、12月12日に中間論点整理を公表。→4-7頁
- ▶ 3省庁は、12月18日、「プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則（案）」を策定、未来投資会議下の構造改革徹底推進会合「第4次産業革命」はこれを基本原則として公表。→8頁
- ▶ 2019年2月、未来投資会議（本体）で「デジタル市場のルール整備」について議論。
- ▶ 検討会は、2月18日、デジタル・プラットフォームの取引慣行に関する実態調査を実施するとともに、3省庁で具体的検討を進めることとした。→9頁
- ▶ 政府は、6月に開催される日本主催のG20において議題とすると報道。
- ▶ 3月、自民党独占禁止法調査会でGAFAをヒアリング、法改正の動きの報道。

デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会

中間論点整理の概要

別添 2

経済産業省 / 公正取引委員会 / 総務省

4

- 『未来投資戦略2018』において、プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備のために、「本年中に基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進める」旨を策定。
- これを受け、競争政策、情報政策、消費者政策などの知見を有する学識経験者等からなる検討会が、デジタル・プラットフォームを取り巻く課題や対応について検討し、中間論点整理を公表。
- 本中間論点整理を踏まえ、経済産業省、公正取引委員会、総務省等の関係省庁において、基本原則の策定及び具体的措置の実施を早急に進める。

【主な論点】

1. デジタル・プラットフォームの意義・特性

デジタル・プラットフォームは、利用者である事業者（中小企業等）や消費者に様々なメリットをもたらす一方、ネットワーク効果等により、一部のデジタル・プラットフォームが寡占化・独占化する傾向がみられる。

2. デジタル・プラットフォームに対する法的評価の視点

巨大デジタル・プラットフォームに対する世界的な規制の動向を踏まえ、取引環境整備の在り方について検討する必要があるのではないか。

3. イノベーションの担い手として負うべき責任の設計（業法の在り方等）

プラットフォーム・ビジネスに対応できていない既存の業法について、業法の見直しの要否を個別に検討していくことが必要ではないか。

4. 公正性確保のための透明性の実現

取引慣行について透明性・公正性を実現するため、大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握に加え、継続的な調査・分析を行う専門組織等の創設や、透明性・公正性確保の観点からの規律の導入を検討してはどうか。

5. デジタル市場における公正かつ自由な競争の実現

競争法の重要性の高まりを踏まえ、デジタル市場における公正かつ自由な競争の具体的な論点（多面市場におけるネットワーク効果の評価、潜在的な競争相手の芽を摘むような形の企業結合等）について検討する必要があるのではないか。

6. データの移転・開放ルールの検討

データポータビリティやAPI開放といったデータの移転・開放ルールの要否・その内容を検討していくべきではないか。

7. 国際の観点

デジタル・プラットフォームを巡るルールの国際的なハーモナイゼーション、域外適用の在り方や実効的な執行の在り方について検討していくべきではないか。

中間論点整理のポイント①

5

1. デジタル・プラットフォーマーの意義・特性

- デジタル・プラットフォームには、オンライン・ショッピング・モール、アプリ・マーケット、検索サービス、SNS等、様々なサービスが存在。
- デジタル・プラットフォームは、事業者の市場へのアクセスを高め、消費者の便益も向上させている。
- デジタル・プラットフォームは、ネットワーク効果(*)、低廉な限界費用、規模の経済性等の特性を通じて、独占化・寡占化が進みやすいとされている。

※ ある人がネットワークに加入することによって、その人の効用を増加させるだけでなく、他の加入者の効用も増加させること（例：SNS等）

2. デジタル・プラットフォーマーに対する法的評価の視点

- 日本では、従前、単なる場の提供者（媒介者）であるから、積極的な責任は負わないと解する向きが強かった。
- 近年、世界的に、一定の規律を設けようという動きがある。
 - 利用者の安全管理や消費者保護等の観点（業法的観点）から、デジタル・プラットフォーマーを規制のコントロール・ポイント（政府による統制を効果的に実現するために規制を及ぼす対象）と捉え、一定の責任を負わせる（米・EU等）。
 - デジタル・プラットフォームの公正性・透明性を確保する観点から、一定の要件を満たすB2Cのデジタル・プラットフォーマーに、検索ランキングを決定する主要パラメータや、オンライン仲介サービスの有するデータへのアクセス条件等の情報開示等の義務を課す（EU「オンライン仲介サービスのビジネス・ユーザーを対象とする公正性・透明性の促進に関する規則（案）」）
- 巨大デジタル・プラットフォーマーの以下の特徴を踏まえ、取引環境整備の在り方を検討する必要があるのではないか。
 - ① デジタル・プラットフォーマーは、社会経済に不可欠な基盤を提供。
 - ② 多数の消費者（データ提供者）や事業者が参加する市場そのものを、設計・運営・管理。
 - ③ 当該市場は、アルゴリズムによるプロファイリング等を通じて操作性や技術的不透明性が高いとの指摘。

3. イノベーションの担い手として負うべき責任の設計（業法の在り方等）

- 既存の業法がプラットフォーム・ビジネスを営む上での障害となっている可能性。
- 既存の業法がプラットフォーム・ビジネスに対して適切なコントロールを及ぼすことができていない可能性。
- 以下の観点から、プラットフォーム・ビジネスの登場が必ずしも想定されていなかった業種における業法について見直しの要否を個別に検討していくことが必要ではないか。
 - 既存の業法が、守るべき社会的利益・価値の観点から、適切な規制を及ぼしているか。
 - デジタル・プラットフォーマーを一定のコントロール・ポイントとすることで、効果的な消費者保護や安全確保を図れるのではないか。
 - 既存事業者と新規事業者、国内事業者と海外事業者の間で、競争条件の同等性が確保されているか。
 - 信頼確保のため認証や監査等の手法を効果的に活用する制度設計の余地はないか。
 - 柔軟な共同規制の方法も取り入れることを検討してはどうか。

4. 公正性確保のための透明性の実現

- デジタル・プラットフォーマーとその利用者（事業者及び消費者（個人））を巡る取引実態が不透明であり、不公正な取引慣行の温床や権利侵害の原因となるおそれがあるのではないか。
- 透明性・公正性を実現するための議論の出発点として、大規模・包括的な徹底した調査を行うべきではないか。
 - 独占禁止法40条の一般調査権（強制調査権限）を活用してはどうか。
- 一定の継続性のある専門組織等を創設し、各府省の法執行や政策立案の下支えを行えるようにすることを検討してはどうか。
 - 当該専門組織等は、法学、経済学、情報処理、システム工学等の専門家により構成してはどうか。
 - デジタル・プラットフォーマーによるルール設計・運営・管理の在り方について、継続的に調査・分析。立法提言や規制当局への情報提供も行うこととしてはどうか。
- 独禁法を補完するものとして、重要な取引条件の開示・明示を義務付けるなど、取引慣行等における規律の導入を検討してはどうか。

5. デジタル市場における公正かつ自由な競争の実現

- デジタル市場における「公正かつ自由な競争」を実現すべく、以下の観点も踏まえ、検討すべきではないか。
 - デジタル・プラットフォーマーが社会経済に不可欠な基盤を提供していること
 - アルゴリズムを用いた分析（プロファイリング）がなされるなど、本質的に市場操作性が高く（市場を設計し、運営・管理）、かつ、不透明である傾向があること
 - デジタル・プラットフォーマーが製造業等のオフライン上の分野にも事業領域を拡大している中で、デジタル・プラットフォーマーの行動が競争に与える影響について、オンライン上のみならず、オフライン上の競争事業者も含めた関係を考える余地があること
- 例えば、以下のような論点についてどう考えるか。
 - 多面市場におけるネットワーク効果やデータ集積等が競争へ及ぼす影響をどのように評価するか。
 - デジタル・プラットフォーマーが潜在的な競争相手の芽を摘むような形の企業結合について、どのように考えるか。
 - 経済的価値を有していると考えられるデータを提供し続けている消費者との関係で、優越的地位の濫用規制を適用することを考える必要もあるのではないか。
 - 違反行為の抑止のための適切なエンフォースメントについて、例えば課徴金などの制度の在り方を検討していくことも必要ではないか。

6. データの移転・開放ルールを検討

データポータビリティやAPI開放といったデータの移転・開放ルールの在り方は、データ駆動型社会における消費者政策のみならず、競争政策や競争基盤の整備としても一定の意義を持つことから、ルールの要否・その内容を検討していくべきではないか。

- EUのGDPRや米国では、個人が一定のパーソナル・データについて電子的にアクセスできる仕組みが構築されている。

7. 国際的観点

- デジタル・プラットフォーマーがグローバルな活動を行っていることを考えると、デジタル・プラットフォーマーの規律の在り方についても国際的なハーモナイゼーションを志向する必要はないか。
- 海外事業者への適用法令の実効的な執行の仕組みの在り方について、検討を進める必要があるのではないか。

プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則（2018.12）

8

- 本検討会による中間論点整理を踏まえ、**経済産業省・公正取引委員会・総務省において、今後、具体的措置を進めるに当たっての視点や重要論点を掲げた基本原則（案）を策定。**
- 2018.12.18 三省から**未来投資会議下の構造改革徹底推進会合「第4次産業革命」会合に対して報告の上、基本原則として公表。**

【基本原則の概要】

1. デジタル・プラットフォームに関する法的評価の視点

検討を進めるに当たっては、デジタル・プラットフォームが、①**社会経済に不可欠な基盤**を提供している、②多数の消費者（個人）や事業者が参加する**場そのものを、設計し運営・管理する存在である**、③そのような場合は、**本質的に操作性や技術的不透明性がある**、といった特性を有し得ることを考慮する。

2. プラットフォーム・ビジネスの適切な発展の促進

革新的な技術・企業の育成・参入に加え、プラットフォーム・ビジネスに対応できていない既存の**業法**について、見直しの可否を含めた制度面の整備について検討を進める。

3. デジタル・プラットフォームに関する公正性確保のための透明性の実現

- ① 透明性及び公正性を実現するための出発点として、**大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握**を進める。
- ② 各府省の法執行や政策立案を下支えするための、デジタル技術やビジネスを含む**多様かつ高度な知見を有する専門組織等の創設**に向けた検討を進める。
- ③ 例えば、一定の重要なルールや取引条件を開示・明示する等、**透明性及び公正性確保の観点からの規律**の導入に向けた検討を進める。

4. デジタル・プラットフォームに関する公正かつ自由な競争の実現

例えば、データやイノベーションを考慮した企業結合審査や、サービスの対価として自らに関連するデータを提供する消費者との関係での優越的地位の濫用規制の適用等、**デジタル市場における公正かつ自由な競争を確保するための独占禁止法の運用**や関連する制度の在り方を検討する。

5. データの移転・開放ルールの検討

データポータビリティやAPI開放について、イノベーションが絶えず生じる競争環境の整備等、様々な観点を考慮して検討を進める。

6. バランスのとれた柔軟で実効的なルールの構築

デジタル分野におけるイノベーションにも十分に配慮し、自主規制と法規制を組み合わせた**共同規制等の柔軟な手法**も考慮し、実効的なルールの構築を図る。

7. 国際的な法適用の在り方とハーモナイゼーション

我が国の法令の**域外適用の在り方**や、**実効的な適用法令の執行の仕組みの在り方**について検討を進める。規律の検討に当たっては国際的なハーモナイゼーションも志向する方向で検討する。

デジタル・プラットフォーマーの取引慣行に関する実態調査の実施

並行して、今夏の成長戦略の実行計画へ向け、経済産業省・公正取引委員会・総務省においても、以下の具体的検討を進めていく。

1. 取引慣行の透明性や公正性確保に向けたルール整備

- 【WG1】透明性・公正性確保等に向けたワーキング・グループを新たに設置し、法制又はガイドラインも含めたオプションを整理する。

2. データ等の独占による競争阻害への対応

- データ等の集積を考慮した企業結合審査の運用等、デジタル市場における独占禁止法の在り方について、公正取引委員会を中心に、検討する。

3. 専門的知見によるスピーディーな対応に向けた新しい体制の整備

- 新しい体制の在り方に関して、政府内で取り纏めを行う。

4. データの移転・開放等の在り方に関する検討

- 【WG2】データの移転・開放等の在り方に関するワーキング・グループを新たに設置し、政策課題の抽出を行う。

デジタル・プラットフォームと競争政策

10

- ▶ なぜデジタル・プラットフォームなのか？
- ▶ 百貨店も、そしてスーパーマーケットさえ、プラットフォームではないか、なぜ今さらとりあげるのか、何が新しいのか？
 - ▶ デジタル・プラットフォームは寡占化、独占化が進みやすいといわれる。なぜ寡占化、独占化が進みやすいのか？

なぜデジタル・プラットフォームなのか？

11

- ▶ 第1に、プラットフォームは二面市場(two-sided market)（多面市場）の性質を持つ。
 - ▶ そして、直接ネットワーク効果だけでなく間接ネットワーク効果が強く働く。一方の市場には無料市場が生じる等する。
- ▶ 第2に、限界費用がゼロに近いことが多く、供給量の制約がなく、規模の経済性がきわめて大きい。
 - ▶ 短い時間で顧客を大量に獲得できて、独占を獲得しやすい。
- ▶ 第3に、データが価値を持ち、スイッチングコストを高める。
 - ▶ データが集中すると、利用者にとってプラットフォーム間のスイッチングコストが高くなり、独占化、寡占化になりやすい。

なぜデジタル・プラットフォームなのか？

12

- ▶ 第4に、デジタル・プラットフォームはしばしばビッグデータを収集・解析・利用する。ネットワーク効果、規模の経済性はきわめて大きく、固定費用は高いために、固定費用に投資できない新規参入者等は参入を阻止されやすい。
 - ▶ 他方、データポータビリティが高いならば、あるいは高くすれば、参入障壁は低くなる。
 - ▶ たとえ独占市場であったとしてもコンテストナブルな市場であることもありうる。
- ▶ 第5に、寡占化や独占化が進み支配的地位を獲得すると、その地位を維持する利益が新規参入者を排除するための費用を上回ることが起こる。
 - ▶ 強大なプラットフォームがスタートアップ企業を買収することが起きる。
 - ▶ 他方、スタートアップ企業への投資のインセンティブを与えている面もありうる。
 - ▶ さらに所得分配の問題も・・・

取引型と非取引型のプラットフォーム

13

- ▶ 取引型（あるいはマッチング型）と非取引型（非マッチング型）というプラットフォームの区別がある。
 - ▶ 百貨店、男女の出会いサービス、Uber、Airbnbでの主要なサービスは、供給者と需要者の間の取引を仲介する取引型である。
 - ▶ グーグルの検索と広告とは、非取引型である。
- ▶ 取引型と非取引型の区別が意味を持つ場面がある。
 - ▶ たとえば、Uber、Airbnbでは、プラットフォームは契約を仲介するにすぎない。契約不履行、顧客に損害等が生じたときにこれらプラットフォームが法的責任を負わせるべきではないかなど。
 - ▶ 競争法については、次ページ。

取引型と非取引型のプラットフォーム

14

- ▶ 競争法では、取引型プラットフォームでは二面市場について1つの市場を画定することもありうる (Ohio v. American Express Co., 138 S.Ct. 2274 (2018) (クレジットカード利用者の市場と加盟店の市場))。
- ▶ 取引型プラットフォームでは、とりわけ二面市場での市場画定、無料市場での市場画定 (SSNIPテストが使えない)、「競争を実質的制限に制限することとなる」(競争の実質的制限)の判断、効率性、競争促進効果等について、一方の市場での効果が他方の市場へ及ぼす効果をどのように考慮するかが問題になる。
- ▶ ただし、非取引型プラットフォームにあっても、反競争効果、競争促進効果は両方の市場の間で影響し合うことがある。
 - ▶ グーグルで検索し、検索のデータを利用してターゲティング広告をするなど。

競争法：単独行為規制（支配的地位の濫用）

15

- ▶ 欧州委員会：Google
 - ▶ 比較ショッピングサイト
 - ▶ “Commission fines Google €2.42 billion for abusing dominance as search engine by giving illegal advantage to own comparison shopping service -”, 27 06 2017
 - ▶ グーグルサーチエンジンの支配的地位の強化
 - ▶ “Commission fines Google €4.34 billion for illegal practices regarding Android mobile devices to strengthen dominance of Google's search engine”, 18 July 2018
 - ▶ 検索キーワードに連動した広告の支配的地位の強化
 - ▶ “The European Commission has fined Google €1.49 billion for breaching EU antitrust rules. Google has abused its market dominance by imposing a number of restrictive clauses in contracts with third-party websites which prevented Google's rivals from placing their search adverts on these websites”, 20 March 2019

競争法：単独行為規制（支配的地位の濫用）

16

- ▶ 以上では、高額の制裁金が科されている。
- ▶ ドイツ連邦カルテル庁
 - ▶ Facebookに対してGDPRに反するデータの集積と統合について支配的地位の濫用とする。
 - ▶ “Bundeskartellamt prohibits Facebook from combining user data from different sources”, 07.02.2019

競争法：単独行為規制（支配的地位の濫用）

17

- ▶ 他方、同等性条項（MNF）等では、確約（違反を認定しないで、問題解消措置を合意）決定によるものもある。
 - ▶ たとえば、OFT（英国）, “The OFT has accepted formal commitments from Booking.com B.V. and its ultimate parent company priceline.com Incorporated; Expedia, Inc; InterContinental Hotels Group plc and Hotel Inter-Continental London Limited, which will enable online travel agents and hotels to offer discounts on rates for room only hotel accommodation booking.”, 31 January 2014
 - ▶ Booking.comに対する同様の確約決定は、ドイツ、フランスでもあり。

日本での単独行為規制事例：実は多い、 現在でいう確約手続で終了

18

- ▶ 2011年6月：DeNAに対する排除措置命令
- ▶ 2017年6月：アマゾンジャパンに対する審査終了（Amazonマーケットプレイス - 同等性条項）
- ▶ 2017年8月：アマゾン・サービスズ・インターナショナル・インクに対する調査終了（電子書籍関連契約-同等性条項）
- ▶ 2018年3月：アマゾンジャパンに対して対する審査開始（審査中-マーケットプレイスの負担金等、優越的地位濫用）
- ▶ 2018年5月：みんなのペットオンラインに対する審査終了（排他条件付取引）
- ▶ 2018年7月：アップルジャパンに対する審査終了（iPhoneの拘束条件付取引）
- ▶ 2018年8月：アップルジャパンに対する調査が報道される（審査中？-ゲームプラスの取引妨害？）
- ▶ 2018年10月：Airbnbに対する審査終了（私的独占、排他・拘束条件付取引）
- ▶ 2019年：アマゾンに対して対する調査開始？（ポイントの費用負担強制）

競争法：企業結合規制

19

- ▶ 公取委による事例は少しある。ただし、プラットフォームの企業結合について、市場画定、反競争効果、効率性の判断が正面から問題になった事例はない。
 - ▶ 公取委『平成26年度における主要な企業結合事例』「事例8(株)KADOKAWA及び(株)ドワンゴによる共同株式移転」（水平・垂直型）
 - ▶ 『平成27年度における主要な企業結合事例』「事例8ヤフー(株)による(株)一休の株式取得」（同上）
- ▶ 水平的企業結合だけでなく、垂直的企業結合、混合型企業結合が問題になる。プラットフォーム以外では事例が蓄積されている。
 - ▶ 垂直型では「市場の併催性・排他性」（顧客閉鎖、投入物閉鎖）の問題。
 - ▶ 混合型では（結合先の技術等でのみ機能が十分に発揮できる仕様にする等することによる）「市場の閉鎖性・排他性」も問題になりうる。
- ▶ プラットフォームによるスタートアップ企業の買収事例について規制の必要性が指摘されている。
 - ▶ 米国で多いが規制された事例はほぼなし。
 - ▶ FACEBOOK/ WHATSAPP Case No COMP/M.7217など。

欧州委員会「オンライン仲介サービスのビジネス・ユーザにとっての公正性・透明性の促進に関する規則案」(2018)

- ▶ 対事業者取引についてのプラットフォームの公正性および透明性の促進のための一連の規制を提案している。
- ▶ わが国では、不公正な取引方法の規制、とりわけ優越的地位の濫用規制等により規則案の射程の一部は規制できる。

個人の情報・データ提供についての優越的地位の濫用規制等の発動

21

- ▶ 消費者との関係でも、プラットフォームが無償サービスを提供し、消費者から個人情報等を取得する際の公正性・透明性の問題がありうる。
- ▶ 優越的地位の濫用（2条9項5号）の該当する場合がある。
 - ▶ 無償のサービスであっても、消費者が、氏名、電話番号、メールアドレス、生年月日、経歴、位置情報等の個人情報を事業者に提供しており、「取引」に該当する。
 - ▶ そして、2条9項5号イ、ロ、ハに該当する行為で、相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合や消費者が得る直接の利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担となる場合、あるいは合理的理由および十分な説明のない変更はこれらに該当しよう。

個人の情報・データ提供についての優越的地位の濫用規制等の発動

22

- ▶ さらに、中間論点整理には記載がないが・・・
- ▶ 独禁法上のぎまんの顧客誘引（一般指定8項）に該当する場合もある。
 - ▶ プラットフォームが提供する無料の役務の「取引に関する事項について」のぎまんの顧客誘引（一般指定8項）に該当しうる。
- ▶ 景品表示法上の不当表示（有利誤認）（5条2項）に該当する場合もある。
 - ▶ 「自己の供給する...役務の取引について」、「取引条件について」有利誤認するものに該当しうる。
 - ▶ ただし、「供給する」の限定は改正すべきであろう。

データ・ポータリティと消費者、競争政策

23

- ▶ データポータビリティの問題は、競争法とどう関係するのか？
 - ▶ EUのGDPRは、個人の一般的な権利としてデータポータリティ権を規定。データ主体である個人が、自己に関するデータについて、機械可読性等のある形式で受け取ることができる権利、他の事業者に移転することができる権利を保証している。
 - ▶ データポータビリティやAPI 開放といったデータの移転・開放ルールの在り方は、消費者の権利にとどまらない。
- ▶ これらの権利やルールが確立していることは、その所有および流通・取引を可能にし、データを巡る取引・競争を可能にし、独禁法の適用の基盤・前提を整備することになる。
 - ▶ たとえば特許権がない世界では、技術開発しても模倣され、技術開発のインセンティブがなくなる。技術の流通・取引（ライセンス）もできない。

監視委員会等

24

- ▶ 欧州委員会は、監視委員会(Observatory on the Online Platform Economy)を設立。
- ▶ そこでは、欧州委員会に、オンライン・プラットフォーム経済の発展に関する助言と専門的知識を提供する。

国際の視点、業法の見直し等

25

▶ 域外適用

- ▶ ①（少なくとも国内の）消費者の保護は、プラットフォームが国内にいるか国外にいるかにかかわらずなされるべき。
- ▶ ②プラットフォームが国内国外のいずれに所在するかにかかわらず、プラットフォーム間の（少なくとも国内での）競争のイコールフットィングは確保すべき。
- ▶ 独禁法については、その射程が広すぎるという批判はあるものの、ブラウン管カルテル事件の最高裁判決（2017）により国際適用ができることが確認された。個人情報保護法には域外適用ができる旨の明文の規定があるが（同法75条）、制度が不備な法律も多い。

▶ 業法の見直し等

- ▶ 個々の法律について、①制度の整備、規制対象等にループホールがあるとすればそれを塞ぐことが必要であるとともに、②不要な過剰な規制がないかを確認することをあわせて行う必要となる。

(参考) 独占禁止法の規制の4本柱

- ▶ 私的独占（2条5項、3条）
- ▶ 不当な取引制限（2条6項、3条）
- ▶ 不公正な取引方法（2条9項、19条）
 - ▶ ぎまんの顧客誘引（一般指定8項）
 - ▶ 排他条件付取引（同11項）
 - ▶ 拘束条件付取引（同12項）
 - ▶ 競争者に対する取引妨害（同14項）
- ▶ 企業結合（9条から18条）

(参考) 優越的地位の濫用、景表法

27

▶ 独禁法2条9項5号

- ▶ 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。
 - ▶ イ . . .
 - ▶ ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
 - ▶ ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、 . . . その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

▶ 景品表示法5条2項

- ▶ 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。
 - ▶ 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

(参考) 排他条件付取引

- ▶ みんなのペットオンライン事件（2018）
 - ▶ ペットのブリーダーの仲介プラットフォームが、他のプラットフォームに情報を掲載しないことを求めた。プラットフォームが、改善措置を自発的に講じるとの申し出を行い、排他条件付取引（一般指定11項）の審査を終了した。
- ▶ エアビーアンドビー（2018）
 - ▶ 民泊サービス仲介プラットフォームが、他のプラットフォームへの民泊サービスの情報の掲載を制限していた。プラットフォームが、改善措置を自発的に講じるとの申し出を行い、私的独占（2条5項）、排他条件付取引（一般指定11項）の審査を終了した。

(参考) MFN条項、同等性条項

29

- ▶ アマゾンジャパンの調査終了事件（Amazonマーケットプレイス、2017）
- ▶ アマゾン・サービスズ・インターナショナル・インクの調査終了（電子書籍関連契約、2017）
 - ▶ アマゾンジャパン等が、出品者に対して、MFN条項、同等性条項を課した。当該行為を自発的にやめるとの申し出を行い、公取委は、拘束条件付取引（一般指定12項）の審査を終了した。
 - ▶ 公取委は、審査終了の報道発表において、上記条項に対する考え方を公表している。しかし、学説等では、その評価について議論がなされている。

(参考) 拘束条件付取引

30

- ▶ アップルジャパン審査終了事件（2018）
 - ▶ アップルジャパンが、MNO 3 社等に対して、iPhoneを購入する利用者に提供する端末購入補助金を支払う義務を課したこと等が問題とされた。公取委は、アップルから契約の一部を改定するとの申出が独禁法違反の疑いが解消されるものと認められたこと等から、審査を終了した。

(参考) 競争者に対する取引妨害

31

- ▶ DeNAに対する排除措置命令事件（2011）
 - ▶ 携帯電話を利用したゲームのプラットフォームが、ゲーム開発者に対して他のプラットフォームへのゲームの提供を制限した。公取委は、これが競争者に対する取引妨害（一般指定14項）に該当する不公正な取引方法だとした。

(参考) 優越的地位の濫用

32

- ▶ アマゾンジャパン立入調査（審査中、2018、2019）
 - ▶ アマゾンジャパンが、値引き分の一部を負担するよう求めたほか、販売システムの更新や利便性向上のためとの名目で、取引先に販売額の数%から数十%の負担を求めたと報道されている。
 - ▶ アマゾンがポイントを導入し、その負担を出品者に求めていることが、優越的地位の濫用に該当するとして審査されていると報道されている（2019年）。

(参考) 競争者に対する取引妨害？

33

- ▶ アップルジャパンに対する調査の報道（審査中？）
 - ▶ ヤフーが、従来提供していた「ゲームプラス」というゲーム配信サービスを停止したことについて、アップルが、ヤフーに対して取引妨害を行ったとして公取委が調査しているという報道がなされた（日本経済新聞2018年8月16日）。
 - ▶ 報道では、公取委は情報を収集しているが、調査は難航しているという。

(参考) 不公正な取引方法による規制 の現状と課題

34

- ▶ 公取委は、DeNA事件を除き、審査を終了し、排除措置命令ださなかった。公取委は、デジタルプラットフォームに対して課徴金を課したこともない。
- ▶ 確約手続が施行された（2018年12月施行）。施行されれば確約手続によったと考えられる事案が多く、排除措置命令を出さなかったと考えられる。

(参考) 単独行為規制の現状と課題

35

- ▶ これらは、市場画定（二面市場）、反競争効果（日本法の要件は、「競争を実質的に制限する」または「公正な競争を阻害するおそれ」）、効率性等は正面から検討していない。
- ▶ 私的独占等では、エンフォースメントに課徴金が用意されており、今後、私的独占の事件がでてくることが期待される。その際、排除措置命令、課徴金納付命令が出されれば、市場画定、反競争効果、効率性等をどのように分析するかが争点になることになるだろう。
- ▶ 確約手続も広く利用されるであろう。